

⑨ 病院関係の支払をした場合

入力例

収入	支出	合計
	¥41,200	
歯科治療代 世帯内(自家用)	1	¥800
鎮痛剤代 世帯内(自家用)	2	¥600
内科診療代 世帯内(自家用)		¥1,200
胃薬 世帯内(自家用)		¥600
入院費(本人、△月△日~5日間) 世帯内(自家用)	3	¥38,000

1 診療代、入院費、検診料の区別がわかるように入力します。

2 診療代は、歯科とそれ以外を区別し、薬代を分けて入力します。

3 入院費は、誰の分で、入院の期間を入力します。

⑩ 市価に比べて著しく安く購入した場合

入力例

収入	支出	合計
	¥11,500	
浄水器(会社の転売による自己負担分) 世帯内(自家用)		¥11,200
ポロシャツ(フリーマーケットで購入) 世帯内(自家用)/男性・紳士用(中学生以上)		¥300

1 価格が安い理由を入力します。

⑪ 旅行・レジャーに関する支払をした場合

日々の収支 収支登録

日付 11月13日(土)

収入	支出(現金)	支出(現金以外)
品目	外税・納税額	割引額

内容(購入商品の品名・料金名) パック旅行(国内) 2

用途 世帯内(自家用)

金額 38000 円 税抜き 割引前

分類項目 (分類なし)

キャンセル 一時保存 登録

入力例

収入	支出	合計
	¥84,100	
電車代(旅行) 世帯内(自家用)		¥4,800
昼食(幕の内弁当) 世帯内(自家用)		¥2,100
宿泊費(夕食・朝食込) 世帯内(自家用)		¥12,800
入園料(動物園) 世帯内(自家用)		¥1,400
宿泊費(第二人分) 離れた家(此送り等)	3	¥25,000
パック旅行(国内) 世帯内(自家用)		¥38,000

1 「旅行費用」とまとめて入力せず、内訳がわかるように入力します。

2 パック旅行は、「内容(購入商品の品名・料金名)」欄に国内か海外かを分けて入力します。

3 離れて住んでいる人の分を支払った場合、誰の分で、その人数も入力します。

⑫「クレジット、掛買い、月賦」で購入した場合

入力例

収入	支出
¥-	¥179,000
ランドセル (次女へ) 離れた家族(往送り等) クレジット 掛買い・月賦	¥50,000
子供靴 (友人の子へお祝い) 知人・友人(贈答・交際)/幼児・児童用(小学生まで) クレジット 掛買い・月賦	¥5,000
トレンチコート 世帯内(自家用)/男性・紳士用(中学生以上) クレジット 掛買い・月賦	¥50,000
冷蔵庫 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥64,000
冷蔵庫 頭金 世帯内(自家用)	¥10,000

1 頭金を現金で支払った場合でも、頭金を含めた代金の全額を「支出 (現金以外)」ボタンを押し、入力します。

2 頭金は「支出 (現金)」ボタンを押し、どの商品の頭金かがわかるように入力します。

(例) 冷蔵庫を分割払いで購入し、合計金額64,000円のうち、現金で頭金10,000円を支払った場合、頭金は「支出 (現金)」ボタンを押し、入力します。

⑬ 生協などで商品を宅配で購入した場合

入力例

収入	支出
¥-	¥12,500
電気料金	¥-
都市ガス料金	¥-
生協支払 10月分 世帯内(自家用)	¥12,500

収入	支出
¥-	¥1,421
キャベツ 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥181
たまねぎ 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥181
トマト 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥213
ぶどう 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥600
食パン 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥246

1 商品が届いた時に商品ごとに入力します。

2 代金が口座から引き落とされた日に「口座自動振替による支払」として入力します。

⑭ 給与・年金などを現金で受け取っている場合

入力例

収入	支出
¥370,200	¥94,325
世帯主 10月分 本給	¥298,200
通勤手当 6か月分	¥72,000
所得税 世帯内(自家用)	¥7,060
住民税 世帯内(自家用)	¥16,000
健康保険料 世帯内(自家用)	¥15,856
厚生年金保険料 世帯内(自家用)	¥21,280
雇用保険料 世帯内(自家用)	¥1,129
厚生年金基金掛金 世帯内(自家用)	¥8,000
財形貯蓄 (一般) 世帯内(自家用)	¥15,000
財形貯蓄 (年金) 世帯内(自家用)	¥10,000

1 受け取った日の「現金収入」として、何月分の、どのような収入かがわかるように入力します。

2 給与・年金などは、税引き前の収入額の内訳を「現金収入」として、税金や社会保険料などの控除額の内訳を「現金支出」として入力します。



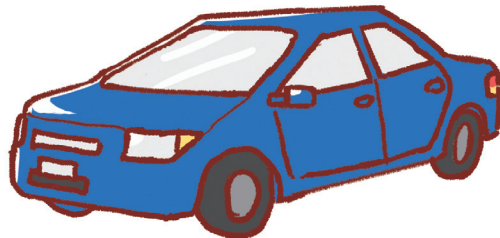
15 自動車を購入した場合

入力例

収入	支出
	¥1,320,880
自動車本体価格 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥1,259,500
割引額 クレジット 掛買い・月賦	¥-100,000
特別仕様 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥100,000
自動車税 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥30,500
自動車重量税 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥36,900
自賠責保険料 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥36,780
リサイクル預託金 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥13,000
検査登録及び手続代行料 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥17,400
車庫証明代行料 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥11,000
納車代行料 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥7,000
下取車手続代行料 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥8,800
下取り 世帯内(自家用) クレジット 掛買い・月賦	¥-100,000

1

購入時の費用明細書などを参考にし、車体価格のほか、自動車重量税、自賠責保険料などの費用の内訳がわかるように入力します（下取り金額が含まれている場合は、マイナスを付けた金額を入力します）。



家計簿 11月2期	
口座自動振替	口座への入金
この家計簿を記入した期間の支払分について記入してください。	
合計 ¥32,500	
支払内訳(種類、品名等)	
1 電気料金	¥-
29 自動車購入返済分 分割払い(2回目)	¥20,000

2

自動車購入返済分の代金が口座から引き落とされた日に「**口座自動振替による支払**」として入力します。

16 自動車を車検に出した場合

入力例

収入	支出
	¥152,230
車検代技術料 世帯内(自家用)	¥29,850
車検代手数料 世帯内(自家用)	¥7,500
車検代フルード 世帯内(自家用)	¥3,000
車検代ワイパーレード 世帯内(自家用)	¥1,200
車検代タイヤ 世帯内(自家用)	¥48,000
車検代車検費用値引き 世帯内(自家用)	¥-2,050
車検代自動車重量税 世帯内(自家用)	¥37,800
車検代自賠責保険料 世帯内(自家用)	¥25,830
車検代印紙代 世帯内(自家用)	¥1,100

1

請求書を参考にし、技術料、車検代行手数料はそれぞれの合計金額を入力します。

2

部品を交換した場合、部品代の内訳を入力します。

3

車検に必要な法定費用は、自動車重量税、自賠責保険料、印紙代などにそれぞれ分けて入力します。

4

値引きがあった場合、技術料と部品代のどちらの値引きかわからない場合は「**車検費用値引き**」としてマイナスを付けた金額を入力します。

内訳が不明な場合は、「車検代」としてまとめて入力してもかまいません。

入力例（索引）

1 口座自動振替による支払 **P 2-3**

2 口座への入金（給与・年金等） **P 4-5**

3 日々の支出・収入 **P 6-15**

3-1（現金収入又は現金支出） **P 10-13**

3-2（クレジット・電子マネーなど現金以外による購入） **P 14-15**

支払方法による家計簿の入力の違いについて **P 16**

1 電子マネーにチャージ（入金・積み増し）をした場合	P 17
2 購入した商品などの代金が後日、携帯電話料金と合わせて支払われる場合	
3 ポイントを電子マネーや商品券に交換した場合	
4 ポイントカード、クーポン券などと現金を併用した場合	P 18
5 ポイントカード、クーポン券などとクレジットカードを併用した場合	
6 商品券やプリペイドカードなどを購入した場合	P 19
7 購入できる商品が限定されない商品券やプリペイドカードなどを使用した場合	
8 外食などをした場合（出前・宅配・テイクアウトなどを含む）	P 20
9 病院関係の支払をした場合	
10 市価に比べて著しく安く購入した場合	P 21
11 旅行・レジャーに関する支払をした場合	
12 「クレジット、掛買い、月賦」で購入した場合	
13 生協などで商品を宅配で購入した場合	P 22
14 給与・年金などを現金で受け取っている場合	
15 自動車を購入した場合	P 23
16 自動車を車検に出した場合	

具体的な利用内容の入力例



高額な支出も忘れずに『家計簿』への入力をお願いいたします。
家計簿提出前に表示される「提出前確認一覧」を確認していただき、
入力漏れのないようご注意ください。

●入力内容は、統計を作成するためだけに用いられ、徴税など統計以外の目的に使われることはありません。
また、法律（統計法）により、調査員を始め調査関係者は調査によって知り得た事項を他に漏らすことは固く禁じられています。